


<p>岡山県公報</p>	<p>目次</p>	<p>○ 岡山県新型コロナウイルス感染症対応資 金融資制度要綱の制定 【告示】 (県例規集登載)</p>
<p>発行 岡山県</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>経営支援課</p>
		
<p>目次</p>		
<p>担当課(室)</p>		

◎岡山県告示第二百五十九号

岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱を次のとおり定める。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱

(目的)

第一条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、事業経営において必要な資金の調達に支障を生じている中小企業者等への資金の融通を円滑化することにより、その事業の継続及び経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「信用保険法」という。）第二条第一項第一号及び第二号に規定する者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）第三条第一項第六号に規定する企業組合をいう。

二 小規模企業者 信用保険法第二条第三項第一号及び第二号に規定する者並びに同項第四号に規定する企業組合をいう。

三 組合 中小企業団体の組織に関する法律第三条第一項第一号に規定する事業協同組合、同項第二号に規定する事業協同小組合、同項第五号に規定する協同組合連合会、同項第七号に規定する協業組合及び同項第八号に規定する商工組合、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）第二条第一項の商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第三条の生活衛生同業組合、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第三条の酒造組合及び酒販組合並びに内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）第三条の内航海運組合をいう。

四 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。

五 金融機関 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二

百四十三号)に基づき知事が指定する取扱金融機関をいう。

六 経営安定関連保証 信用保険法第十二条に規定する経営安定関連保証をいう。

七 危機関連保証 信用保険法第十五条に規定する危機関連保証をいい、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)の減少に関し、市町村長から信用保険法第二条第六項に該当することについて認定を受けたものに限る。

(資金)

第三条 この要綱に定める資金は、新型コロナウイルス感染症対応資金(以下「本資金」という。)とする。

(期間)

第四条 本資金は、令和二年五月一日から同年十二月三十一日までに保証協会が保証の申込みを受け付け、かつ、令和三年一月三十一日までに実行を受けた融資を対象とする。

(対象者)

第五条 本資金の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 小規模企業者に該当する個人事業主(フリーランスを含む。以下同じ。)であつて、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信用保険法第二条第五項第四号若しくは第五号又は同条第六項に該当することについて認定を受けた者

二 中小企業者又は中小企業者を構成員とする組合(以下「中小企業者等」という。)(小規模企業者に該当する個人事業主を除く。)であつて、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信用保険法第二条第五項第五号に該当することについて認定を受けた者

三 中小企業者等(小規模企業者に該当する個人事業主を除く。)であつて、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信用保険法第二条第五項第四号又は同条第六項に該当することについて認定を受けた者

(資格)

第六条 本資金の融資を受ける資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

一 県内に主たる事業所を有し、原則として一年以上継続して、保証協会の保証対象

- 事業を営んでいること。
 - 二 県税を滞納していないこと。
 - 三 手形交換所又は電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関による取引停止処分を受けていないこと。
 - 四 原則として、保証協会（他の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。
 - 五 現に保証協会の保証を受けている者にあつては、当該保証を受けた融資の償還が適正になされていること。
 - 六 融資を受ける者（法人にあつては、役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - ロ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ハ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - 七 保証協会から次のいずれかの保証を受けること。ただし、信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険に係るものを除く。
 - イ 危機関連保証
 - ロ 経営安定関連保証（新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に關し、市町村長から信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて認定を受けたものに限る。以下「セーフティネット四号保証」という。）
 - ハ 経営安定関連保証（新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に關し、市町村長から信用保険法第二条第五項第五号に該当することについて認定を受けたものに限る。以下「セーフティネット五号保証」という。）
- （融資の条件）
- 第七条 融資の条件は、次のとおりとする。
- 一 資金使途 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。）
 - 二 融資限度額 三千万円
 - 三 融資期間 十年以内（うち据置期間五年以内）

令和2年5月1日 岡山県公報 号外

四 償還方法 原則として月賦償還とし、融資期間が一年以内の場合は、一括償還を可能とする。

五 融資利率 融資期間を通じて変動しないものとし、第五条第二号に掲げる者を除き、基準利率及び県が金融機関に対して補助金を交付することにより中小企業者等が負担する利率は、次のとおりとし、同号に掲げる者については、知事が別に定める率を超えない利率とする。

保証の種類	金融機関	基準利率	中小企業者等が負担する利率	
			融資の実行の日から三年間	三年経過後から融資期間満了まで
危機関連保証又はセーフティネット	地方銀行又は商工組合中央金庫	年一・八パーセント	負担なし	知事が別に定める率を超えない利率
ト四号保証	信用金庫又は信用組合	年一・八六パーセント	負担なし	知事が別に定める率を超えない利率
セーフティネット五号保証	地方銀行又は商工組合中央金庫	年二・〇パーセント	負担なし	知事が別に定める率を超えない利率
	信用金庫又は信用組合	年二・〇六パーセント	負担なし	知事が別に定める率を超えない利率

六 保証料 年〇・八五パーセントで計算した額（第九条各号に該当し、同条の規定により法人の代表者を連帯保証人とし不在の場合は、年一・〇五パーセント。イにおいて同じ。）とする。ただし、当分の間、この項に定める条件を変更した場合を除き、次のとおりとする。

イ 第五条第二号に掲げる者のうち当該認定に係る売上高等の減少が十五パーセント未満の者 年〇・八五パーセントで計算した額の二分の一に相当する額

ロ 第五条各号に掲げる者のうちイ以外の者 徴収しない。

七 担保 無担保（本資金による借換前の融資について設定した根抵当権を除く。）

八 保証人 原則として法人の代表者以外の者を連帯保証人とし、その他については、金融機関又は保証協会の定めるところによる。

2 借換については、借換保証制度要綱（平成一五・一・三〇中庁第一号）の定めるところによる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、危機関連保証又はセーフティネット四号保証を受けることを条件として、保証協会の保証を受けた融資を本資金の融資により借り換えることができる。

- 一 責任共有制度（責任共有制度要綱（平成一八・九・一二中庁第二号）に基づく信用保証制度をいう。）の対象となる保証を受けて令和二年一月二十九日から同年四月三十日までに融資が実行された本資金以外の融資である場合
 - 二 セーフティネット五号保証を受けた本資金の融資である場合
- （認定）

第八条 本資金の融資を受けようとする者は、第六条第七号に掲げる保証の区分に従い、あらかじめ、信用保険法第二条第五項第四号若しくは第五号又は同条第六項に規定する市町村長の認定を受けなければならない。

（経営者保証免除）

第九条 第七条第一項第八号の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、保証料率を年〇・二パーセント加算した上で、法人の代表者を連帯保証人とし、いものとする。

- 一 直近の事業年度の収支決算書において債務超過の状態にないこと。
- 二 当該法人とその代表者について、それぞれの資産及び経理が明確に区分され、これらの者の間において、社会通念上適切な範囲を超えた報酬、賞与、配当、貸付等の資金の移動がないこと。

（経費の補助）

第十条 知事は、予算の範囲内で、この制度の運用に必要な経費の全部又は一部を金融機関に補助するものとする。

（申込方法）

令和2年5月1日 岡山県公報 号外

第十一条 本資金の融資は、金融機関が定める融資申込書又は保証協会が定める信用保証申込書に、第八条の認定に係る市町村長の認定書及び金融機関又は保証協会が指示する書類等を添付して、金融機関又は保証協会へ申し込むものとする。

(遵守事項)

第十二条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

(調査)

第十三条 知事は、必要があると認めるときは、本資金の融資について調査することができる。

(報告)

第十四条 金融機関又は保証協会は、融資及び回収又は保証の実績について別に定める様式により毎月知事に報告しなければならない。

(その他)

第十五条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。